

高知県国体競技施設整備事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、第57回国民体育大会(以下「国体」という。)の夏季主会場施設の整備促進を図り、もって本県スポーツ環境の整備に資するため、高知市(以下「市」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、高知県補助金交付規則(昭和43年3月19日規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 夏季主会場施設 市が建設する国体夏季大会の開閉会式式典及び水泳競技大会の会場となる施設をいう。
- (2) 日体協施設基準 (財)日本体育協会が制定する「国民体育大会開催基準要項」第6項第6号に基づく「国民体育大会開催基準要項細則」第2に規定する施設基準をいう。
- (3) 県施設基準 第57回国民体育大会競技施設基準(平成7年5月24日準備委員会決定。)をいう。

(補助対象事業費及び補助金の額等)

第3条 補助対象事業費は、夏季主会場施設の本体工事費及び附帯工事費(附属施設整備費を含む。)の合計金額とする。

- 2 補助金額は、補助対象事業費から、補助対象事業費に係る地方債充当額のうち普通交付税で措置される額を控除した額(元金部分に限る。)に2分の1を乗じ、千円未満を切り捨てた額とし、地方債ごとに算出するものとする。

補助金額の総額は、これらを合算したものとする。

- 3 一回の補助金額は、前項で算出した補助金額を償還回数で除し、1万円未満を切り捨てた額とする。

ただし、償還最終回の額は、前項で算出した補助金額から、償還最終回までに既に交付した額を控除した額とする。

- 4 市は、繰上げ償還をする場合は、事前に別途協議するものとする。

(補助金の交付の方法及び時期)

第4条 申請年度の補助金交付額は、地方債元金償還計画書に基づき、地方債ごとに当該年度の前期及び後期の合計金額を合算したものとする。

- 2 補助金の交付時期は、前期及び後期の年2回とし、それぞれ9月及び3月の金融機関の各最終営業日に、当該補助金額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までに、当該年度分の補助金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出するものとする。

2 補助金交付申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、(3)～(6)については、本体及び附帯工事の建設事業に係る地方債の借入が完了した年度の翌年度からは添付を要しない。

- (1) 地方債元金償還計画書(別記第2号様式)
- (2) 歳入歳出予算書の写し
- (3) 地方債(起債)申請書(又は計画書)の写し
- (4) 事業計画書(別記第3号様式)
- (5) 工事設計積算書及び契約書等並びに検査調書(完了している補助対象事業)
- (6) 平面図、断面図等の関係図面
- (7) その他県が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号から第6号に掲げるもののほか、補助事業の実施にあたっては、日体協施設基準及び県施設基準を満たし、かつ、国体夏季大会の開閉会式式典、競技会その他の円滑な開催及び運営が可能な施設となるよう、必要に応じて県と協議し、その指示を受けるものとする。

(決定の通知)

第7条 県は、第5条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により市に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 補助金の交付は請求に基づくものとし、市は、第4条に定める日の14日前までに、請求書(別記第5号様式)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第9条 県は必要と認める場合において、規則第10条の規定による状況報告を、随時求めることができるものとする。

(実績報告)

第10条 市は、補助事業が完了したときは、翌年度の4月15日までに事業実績報告書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 実績報告書には次に掲げる書類を添付するものとする。

ただし、(4)～(6)については、本体及び附帯工事の建設事業に係る地方債の借入が完了した年度の翌年度からは添付を要しない。

- (1) 地方債元金償還計画書(別記第2号様式)

- (2) 歳入歳出予算書の写し
- (3) 地方債の償還が履行されたことを証する書類
- (4) 事業実績書(別記第7号様式)
- (5) 工事設計積算書及び契約書等並びに検査調書
- (6) 平面図、断面図等の関係図面及び完成写真
- (7) その他県が必要と認める書類

3 県は前項の報告書により、当該補助金の償還状況について審査、確認し補助金の額を確定するものとする。

(補助金の経理)

第11条 市は、補助事業に係る事項を明らかにするため、関係書類全てを、補助金の最終交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(情報公開)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成12年10月16日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年9月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。